



### 1. 宴会時間と追加室料

宴会場などのご使用開始から終了までのご予約時間(以下宴会時間と称します)に対し所定の室料金をお支払いいただきます。この宴会時間を超過した場合は追加室料金をお支払いいただきます。

### 2. 有料人数の確認

料理等をご用意する人数(以下有料人数と称します)は、準備の都合上開催日の10日前までに暫定人数をご連絡いただきます。またご変更がある場合は開催日の3日前の正午までに最終確定人数を当ホテルの担当係員にご連絡ください。開催日の3日前の正午以降に、宴会等の開催日に出席される人数が有料人数より減少した場合には有料人数分の料金をお支払いいただきます。

※人数のご変更が可能な期間であっても、ご決定時のお申込み人数より大幅に人数が減少した場合、別途保証料をお支払いいただく場合がございます。

### 3. 内金(お申込み金)

宴会等のご予約決定時に内金(お申込み金)をお支払いいただく場合がございます。内金(お申込み金)の金額は宴会見積総額に基づいて当ホテルより提示いたします。

### 4. ご精算

ご宴会に要する諸費用のご精算につきましては、当ホテルから提示させていただきます見積金額を当ホテル指定の期日までに事前精算いただきます。後日精算をご希望の場合、当ホテル社内規定に則り審査がございますのでご成約前にお申しつけください。尚、審査結果により後日精算を承れない場合もございます。

### 5. 取消料と期日変更料

ご予約いただいたご宴会等を、キャンセルまたは期日を変更される場合は、下記の取消料または期日変更料を頂戴いたします。尚、ご宴会等をキャンセルされる場合で、事前に内金(お申込み金)をお支払いいただいている場合は、お支払済金額から精算させていただきます。またご宴会等をキャンセルされる場合、キャンセルのお申し出日にかかわらず事前に同意をいただいていた手配を完了している商品等については、取消料とは別途、実費を請求させていただきます。

キャンセル・期日変更のお申し出日	取消料	期日変更料
お申込みから2週間経過後かつご利用日の121日前までの場合	宴会等見積金額の10%及び実費諸費用	実費諸費用
ご利用日の120～91日前までの場合	宴会等見積金額の20%及び実費諸費用	お申込み会場の10%及び実費諸費用
ご利用日の90～61日前までの場合	宴会等見積金額の30%及び実費諸費用	お申込み会場の30%及び実費諸費用
ご利用日の60～31日前までの場合	宴会等見積金額の50%及び実費諸費用	お申込み会場の50%及び実費諸費用
ご利用日の30～15日前までの場合	宴会等見積金額の70%及び実費諸費用	宴会等見積金額の25%及び実費諸費用
ご利用日の14～3日前までの場合	宴会等見積金額の80%及び実費諸費用	宴会等見積金額の50%及び実費諸費用
ご利用日の2日前～当日までの場合	宴会等見積金額全額及び実費諸費用	宴会等見積金額全額及び実費諸費用

### 6. 装飾・余興等の手配

宴会等に関連する装飾、音楽、余興およびレセプタント等につきましては、当ホテル指定業者に手配いたします。お客様が直接当ホテル指定業者以外で手配される場合は、宴会等を円滑に運営するため事前に当ホテルにご連絡いただき、当ホテルの了承を得た後にご注文をお願いいたします。

### 7. お客様が直接ご手配された会社や個人に対する指示

お客様が直接手配された会社や個人(以下お客様手配先と称します)が行う諸事項(宴会等に関する装飾、余興等の機器及び材料の搬入・搬出、看板等のサイズと取り付け方法等の決定あるいは設置等)につきましては、ホテルの美観・導線などを考慮し安全に留意いただいた上で実施していただくよう、お客様よりお客様手配先にご指示いただきます。また、館内での円滑且つ安全な運営のため、当ホテルおよび当ホテルを運営する京阪ホテルズ&リゾート株式会社(以下当社と称します)より直接お客様手配先へ指示する場合がございます。

### 8. 損害賠償

お客様(宴会等をご利用の全ての関係者を含みます)およびお客様手配先の方々は、当ホテルおよび当社の施設や什器備品等を破損・損傷しないよう十分にご注意の上ご利用いただけます。万が一施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合には、速やかに修理を行うか、またはその損害賠償金をご負担いただきます。

### 9. 宴会等利用契約締結の拒否及び解除

次に掲げる事項に準じ、宴会・催事利用契約の締結拒否または契約解除を行う場合がございます。

- この「THE THOUSAND KYOTO 宴会・催事利用規約」に違反された場合。
- 天災・施設の故障、その他やむを得ない事由により宴会等ができないとき。
- 宴会場に出席する利用者の中に次の事由に該当する者がいる場合。
  - 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力。
  - 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
  - 法人及び団体でその役員または従業員に上記(1)に該当する者が在籍する場合。
- 当ホテルの他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- 当ホテルもしくは当ホテル職員に対し、暴力的要求行為を行った場合や合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- 宴会利用客の中に指定暴力団等における地位、宴会の目的・人数・態様等に照らし、他のホテル利用客の生命、身体、財産を害するおそれがあると認められる者がいる場合。
- ご精算に関して当ホテルから指定した期日までにご入金いただけない場合。
- その他当ホテルの判断でご利用をお断りする場合。

### 10. 遵守していただく禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっております。

- 犬(盲導犬、介助犬は除く)、猫、小鳥、その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み。
- 発火または引火性の物品の持ち込み。
- 悪臭を発生するものの持ち込み。
- とばく等風紀を乱す行為または他のお客様の迷惑になるような言動。
- 備付品の移動。
- 使用目的以外でのご利用。
- その他法令で禁じられている行為。

### 11. 個人情報保護について

当ホテルは、お客様の個人情報を適切に取り扱うことが社会的責務であることを認識し、個人情報保護方針を定め、役員および全ての従業員がこの方針を理解し遵守いたします。

以上の規約に定められていない事項については、法令に準拠します。